

令和6年12月26日

議員定数・報酬等検討特別委員会
委員長 野口佳宏 様

政務活動費分科会
座長 山田 紘治

政務活動費分科会における調査状況の報告について（中間報告）

政務活動費分科会における現在の調査状況について、下記のとおり報告します。

記

1 調査状況の概要

政務活動費分科会では、「支給方法」と「支給金額」について調査を行い、それぞれについて下記のとおり合意形成した。

・支給方法は、現在の「会派支給」から「個人支給」に変更する。

・支給金額は、現状の「年額8万円」は金額が低いため、支給金額の「増額」を検討する。

（出た案：年額12万円、年額24万円、年額15～16万円、他市を参考にした「平均値」）

2 支給方法の調査内容

支給方法として、以下の4つの方法を検討した。

1. 会派支給

2. 個人支給

3. 会派支給もしくは個人支給の選択制

※会派ごとに会派支給か個人支給か決める方法

4. 会派支給及び個人支給の分離制

※条例にそれぞれの支給金額を記述し、明確に分ける方法

それぞれの支給方法のメリット、デメリットを議論した。

1. 会派支給

メリット

・会派で活動費をプールするため、一部所属議員の行政視察に活動費を充てるなど、会派内での支出の柔軟性がある。

デメリット

・個人の議員活動にかかる費用に充てることができない。

2. 個人支給

メリット

・自己負担で行っていた個人の議員活動に公費を充てられる。
・支出の公開が必要となるため、個人の活動を市民に周知できる。
・会派での合意形成が不要なくなるため、活動しやすくなる。

デメリット

・会派内で柔軟な支出ができなくなる。(会派での活動費用を按分できるような場合、個人支給の政務活動費をそれに充てることは可能。)

・個人支給分の全てを個人で使いたい人がいた場合、会派での合意形成ができなくなり、会派活動が停滞する。

・個人の議員活動とそれ以外の個人的な活動の線引きが難しいため、今後は説明責任の重要性が増す。(デメリット?)

3.会派支給もしくは個人支給の選択制

メリット、デメリットともに会派支給と個人支給に記載したとおり。

4.会派支給及び個人支給の分離制

メリット

- ・明確に分けることで、それぞれ計画的な活動が可能。

デメリット

- ・明確に分けるため、それぞれを別の活動に充てることが困難。

委員からは下記の意見が出た。

・会派支給は固定化された使い方になっているが、個人分も対象にすることで、様々な活動に支出できるようになる。

・現状は会派で合意形成ができない場合、会報紙を出せないが、個人支給であれば会派の一部議員の連名で広報紙を出せるため、支出が容易となる。

・小規模会派の中には、会派支給がいいところがあるかもしれないので、会派支給と個人支給の選択制にしては。

・会派支給のメリットである、「会派で助け合いができる」部分を残しては。

・個人支給にしても、今まで通り、会派で合意形成ができれば会派での活動に支出が可能なら、個人支給でもよい。

主に「現状の会派活動が停滞することに関する懸念」が示されたが、個人支給の場合であっても、会派での合意形成ができれば、従来通り、会報紙の発行などの会派活動に政務活動費を充てることは可能であることが整理された。

その後、全会一致で支給方法を「個人支給」とすることが決定した。

3 支給金額の調査内容

「他市を参考にする方法」と「現状や今後必要となる費用を積み上げる方法（積み上げ方式）」で支給金額を検討した。

他市を参考にする方法では、委員から下記の意見が出た。

・ 県内他市は年額 12 万円が多いため、分かりやすく月額 1 万円の年額 12 万円とするべき。

積み上げ方式では、2つの事例が参考に紹介された。（あくまで分科会内の検討資料のため、詳細は記述しない）

・ おおよそ月額 2 万円の年額 24 万 2,000 円。
・ おおよそ月額 1 万円の年額 11 万 8,000 円。（活動報告書の折込代は含まない）

委員の意見や参考資料、事務局説明を踏まえ、再度議論した。

・ 8 万円は少ないと思うが、いきなり年額 24 万円まで上げることは、「市民感情」から見て行き過ぎであるため、年額 12 万円ほどがよい。
・ まず、据え置かれ続けた年額 8 万円から引き上げることが大事。
・ 今後は個人活動分と会派活動分に充てる必要があることから、年額 24 万円ほどが望ましい。
・（積み上げ方式の 24 万円のケースで、広報費が 12 万円近いことから）広報費だけでも年額 12 万円では足りないと思われるので、年額 15～16 万円ほどがよいのではないか。
・ 活動費用の全てを政務活動費から出すのは難しい。 他市の事例を参考に、まずは他市の平均値から決めていっては。

委員の間で、現状の年額 8 万円では少ないことで意見は一致したが、具体的な金額の統一までには至らなかったため、中間報告においては出た意見を全て報告することとなった。

参考：事務局が分科会において示した数値など（抜粋）

羽島市の現状	県内21市	同規模人口
支給額(8万円)	最下位	最下位
人口1人当たりの支給額(1.2円)	最下位	最下位

平均との比較	県内21市	同規模人口
全体	208,000	274,000
支給自治体のみ	257,000	298,000
高額(50万円以上)除く	170,000	245,000

交付対象	会派または無所属	個人
5～10万人未満	70%	25%
全体	67%	24%

支給額（月額）	1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 3万円未満
5～10万人未満	1.90%	47.00%	32.60%
全体	4.80%	33.10%	24.30%